

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度を取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(1)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	児童家庭課 障害福祉事業課	① 疾病スクリーニングや支援手法に関する情報提供や研修等を行うことにより、市町村が実施する乳幼児健康診査の精度向上が図られるよう支援します。また、ライフステージを通じた一貫した支援が受けられように、保護者の了解を得た上で関係機関が健診結果等の情報を共有し活用することや、ライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。	・市町村をはじめとする母子保健従事者に対し、対象や疾患別の研修会を開催し、乳幼児健診等で必要となる基本的な発達や、異常の早期発見のポイントについて、普及を行いました。 ・母子保健従事者研修会等における最新の知識の普及と併せて、健診結果等のデータを活用した課題への取組み等を通じ、市町村が実施する乳幼児健康診査の精度管理を行いました。 ・未導入の2市町村に聞き取りを実施し、1市が導入しました。現在他53市町村が導入、未実施は1市のみです。	・引き続き、市町村が実施する乳幼児健康診査の質向上につながるよう、母子保健従事者に対し、健康診査等の専門的な知識の普及を行います。 ・引き続き、母子保健従事者研修会等における最新の知識の普及と併せて、健診結果等のデータを活用した課題への取組み等を通じ、市町村が実施する乳幼児健康診査の精度管理を行う予定です。 ・未導入の市町村から、導入を前向きに検討する旨の回答を得ているため、今後も働きかけを行います。	4－6 ライフサポートファイルの実施市町村数
4-(1)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	② 国の児童発達支援ガイドラインを参考にして、知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、障害特性に応じた療育支援の在り方についての検討を行います。	令和5年度も療育支援コーディネーター等の参加による事例検討会等が開催できていません。	・療育支援コーディネーター等の参加による事例検討会等が開催できていないため、他の事業との関連をふまえ、今後の検討会のあり方について検討します。	
4-(1)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置を求めるとともに、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。	・放課後等デイサービス事業所に対する自己評価の公表は現在義務化されており、公表されていない場合は減算となります。	・放課後等デイサービス事業所に対し、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置やサービス提供や運営体制等に関する自己評価の公表を求め、実施状況を確認します。	4－4 放課後等デイサービス事業所数
4-(1)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 保育所等訪問支援の現状について調査、把握し、本事業の一層の推進を図ることで障害のある子どもの地域社会への参加・包容を推進するとともに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聴きながら、支援の在り方について検討します。	・保育所等訪問支援事業所は33事業所の増加となり、児童発達支援センターは未設置の市町村に2箇所の新規開設がありました。	・児童発達支援センターの開設の相談等があることから、丁寧に対応するとともに、引き続き未設置の市町村に働きかけていきます。	4－1 児童発達支援センター設置市町村数 4－2 児童発達支援事業所数 4－3 医療型児童発達支援事業所数 4－5 保育所等訪問支援事業所数
4-(1)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課 特別支援教育課	⑤ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児等の支援を行う県内の児童発達支援センターに対し、県立千葉聾学校が主催するきこえとことばの基礎講座への参加を促すことで、児童発達支援センターと特別支援学校の連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を図ります。 また、視覚障害児についても、県内の児童発達支援センターに対し、千葉盲学校で随時実施している教育相談及び県内各地で実施する見え方相談会等への参加を促すことで、就学前から就学後まで切れ目のない支援体制の確保を図ります。	・千葉聾学校が「きこえとことばの相談支援センター」として聴覚障害教育のセンター的機能を担い、「千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎネット)」を開催し、研修会等をととして難聴児等の聴覚障害教育の推進・充実を図りました。 ・千葉盲学校が視覚障害教育のセンター的機能を担い、「千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(eyeあいねっと)」を開催して、各地区の視覚障害教育の現状と課題解決に向けて協議や教育相談等を行い、具体的な指導、支援を進めました。 ・聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児等の支援を行う県内の児童発達支援センターに対し、県立千葉聾学校が主催するきこえとことばの基礎講座への参加を促し、児童発達支援センターと特別支援学校の連携強化を図るとともに、第八次計画内において、難聴児計画を策定し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を図りました。	・引き続き、千葉聾学校がきこえとことばの相談支援センターとして、「千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎネット)」の開催や教育相談、研修等をととし、各地区の聴覚に障害のある幼児児童生徒の専門的な指導や支援を行います。 ・引き続き、千葉盲学校が視覚支援センターとして、「千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(eyeあいねっと)」の開催や教育相談、研修等をととし、各地区の見えにくさのある幼児児童生徒への専門的な指導や支援を行います。	
4-(2)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、短期入所事業所を利用して家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、事業所の現状を調査、把握し、在宅支援の環境整備に努めます。 また、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう検討します。 さらに、医療的ケア児等が介護老人保健施設の空床を短期入所事業所として利用できるよう施設に働きかけます。	・強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう、事業所指定申請に対する速やかな指定手続きに努めました。また、医療的ケア児等が、介護老人保健施設等の空床を短期入所事業所として利用できるよう施設に働きかけを行った結果、令和6年4月1日付で新たに3か所の事業所指定を行いました。	・引き続き、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう、事業所指定申請に対する速やかな指定手続きに努めます。また、医療的ケア児等が介護老人保健施設等の空床を短期入所事業所として利用できるよう、引き続き、施設に働きかけを行います。	4－7 短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるよう、また、比較的低度の障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。	・障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4－8 居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	医療整備課 障害福祉事業課	③ 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。	・在宅医療を開始・拡充しようとする医師等を対象に、在宅医養成研修をオンラインで開催しました。(応募者482名、うち185名が修了。) ・NICUに勤務する看護師等を対象とした研修を企画し、実施しました。基礎研修(3日間)の受講者数は8名、応用研修(2日間)の受講者数は8名でした。	・引き続き在宅医養成研修を開催し、在宅医療に取組む医療機関や医師等の増加に努めていきます。 ・引き続き、NICUに勤務する看護師等を対象とした研修を企画し、実施します。	
4-(2)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害のある子ども等が可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、地域支援マネジャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者支援地域協議会を1回開催し、発達障害児者に対する支援の課題等について情報共有を行いました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修・講座を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。 ・発達障害者支援地域協議会を開催し、地域支援機能の強化等について検討を行います。	
4-(2)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についてのペアレントトレーニングを実施する地域自立支援協議会や児童発達支援センター等に対し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)が支援することにより、親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図ります。	・ペアレントトレーニングを実施する市町村及び事業所等に対し、その実施方法の説明等の支援を行いました。	・引き続き、市町村及び事業所等に対し、ペアレントトレーニングに関する支援を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(2)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑥ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。	・令和4年度より3箇所多い58箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	
4-(3)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。	・令和4年度より3箇所多い58箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4－9 障害児等療育支援事業実施見込箇所数
4-(3)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターについて、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。 また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。 さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。	・配置人数は数年間変動がありません。	・療育支援コーディネーターの設置について、他の事業との関連をふまえ、今後のあり方について検討します。	4－10 療育支援コーディネーターの配置人数
4-(3)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。 また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。	・県発達障害者支援センターにより、ペアレントメンターの養成研修及び登録を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによるペアレントメンターへのフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレントメンターのコーディネートを実施します。	
4-(3)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援専門員、療育支援コーディネーターや児童発達支援センターの職員を対象として、教育機関等との連携も含めた、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。	・児童発達支援のための専門技術の向上のため、千葉県通園施設職員研究大会を委託開催しました。 ・施設長研修会講演を行い、BCP策定についてBCPの定義や概要、BCP策定のポイント等を解説しました。	・引き続き、障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施します。	
4-(4)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	① 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場が設置されるよう、その取組をモデル化し、周知するなどして、設置及び活用を働きかけます。 また、千葉県医療的ケア児等支援地域協議会において、全県的な課題を分析し、必要な対応を検討します。	・医療的ケア児等支援センターで、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行いました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターで、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行います。	4－11 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数
4-(4)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	② 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成の在り方について検討します。	・医療機関を含む地域の事業者等のコンサルテーションを実施しましたが、かかりつけ医等の養成の在り方検討は実施できませんでした。	・発達障害者支援地域協議会を開催し、かかりつけ医等の養成の在り方について検討を行います。	
4-(4)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	③ 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1箇所以上確保するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に当たっての課題に関する意見を聴きながら、支援の在り方について検討します。	・主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、16事業所の増加となりましたが、未設置の圏域への新規開設はありませんでした。	・引き続き、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、機会をとらえて市町村に働きかけます。	4－12 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 4－13 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
4-(4)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	④ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを育成し、配置を働きかけます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、訪問看護師等を対象とした研修を実施しました。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、県内で77名配置されました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修等を実施します。 ・市町村又は圏域での医療的ケア児等コーディネーターの配置について働きかけます。	4－14 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
4-(4)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑤ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。 また、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方を検討します。 特に、県南部など地域資源の十分でない地域におけるサービス提供の在り方を検討し、その充実を働きかけていきます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。	4－15 障害児入所施設数 4－16 福祉型障害児入所施設入所定員 4－17 医療型障害児入所施設入所定員
4-(4)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑥ 重症心身障害の状態にある子ども等が入所する千葉県千葉リハビリテーションセンターについて、令和元年度に策定した「千葉県千葉リハビリテーションセンター施設整備に係る基本計画」を踏まえ、県民ニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。	・令和5年度から、外来診療棟に係る建築・電気設備・機械設備の工事に着手しました。	・引き続き、令和8年度の外来診療棟供用開始に向けて、工事を進めてまいります。	
4-(4)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑦ 在宅の強度行動障害のある子どもの支援については、短期入所事業所などの利用により家族の負担を和らげ、相談支援専門員が身近な地域の医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携を調整し、さらに千葉県発達障害者支援センター(CAS)や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」で育成した人材の活用等の地域支援体制の在り方について検討します。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、16名を育成しました。(R5年度修了者16名中14名サポーター登録) ・県発達障害者支援センターにより、行動障害者支援サポーターを県内事業所へ45回派遣した。	・引き続き、当該研修の修了者の活用を図るため、行動障害者支援サポーターとして登録し、希望する事業所に派遣を行い、指導・助言等を行います。 ・引き続き、施設やグループホーム等からの支援に対する指導・助言の依頼を受け、16人研修修了者を「行動障害者支援サポーター」として派遣します。	
4-(4)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	子育て支援課 障害福祉事業課	⑧ 障害のある子どもが円滑に保育利用できるようにするため、優先利用の基本的な考え方を周知し、市町村の利用調整における「子どもが障害を有する場合」の優先度について、検討・運用を促します。	・市町村担当者会議(web開催)で周知を行いました。	・引き続き、市町村担当者会議(web開催)で周知を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(5)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。	・引き続き障害のある児童生徒の就学後の一貫した支援を図るために、関係機関への助言・援助を行うとともに、障害のある児童生徒の適切な就学先について市町村教育委員会に助言等を行いました。また、専門家から意見聴取や助言を得る機会を設け、関係機関と連携した教育相談と支援体制を構築しました。	・障害のある児童生徒の就学後の一貫した支援を図るために、今後も継続して関係機関と連携し、教育相談と支援体制の構築と更なる連携を図ります。	
4-(5)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	② 幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。	・特別支援教育コーディネーター研修会を開催したり、派遣希望のある公立の幼稚園幼保連携型認定こども園に対して、特別支援アドバイザーを派遣したりし、個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用について助言を行いました。 ・市町村教育委員会と連携して、きめ細かな就学相談、就学事務が実施できるように努めました。	・支援が必要な就学前の幼児に対する「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関しては、公立の幼稚園幼保連携型認定こども園特別支援教育コーディネーター研修会や、総合教育センター主催の特別支援教育に関する研修会等において、指導助言を継続します。 ・今後も、特別支援学校や関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。	
4-(5)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	③ 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」の整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実に努めます。また、特別支援学校による通級による指導の機能の拡大を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。	・進級や進学の際に、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を引継ぎで活用することを推進するために、手引き資料を作成し、県内全校に配付しました。 ・特別支援学校による通級による指導を活用する児童生徒は多く、専門性を生かした連続性のある多様な学びの場の充実に努めました。	・作成した手引きの活用を周知し、特に中学校から高等学校へ進学する際に個別的教育支援計画及び個別の指導計画を引継ぎで活用することを推進する。 ・特別支援学校の専門性を生かした通級による指導を充実させ、連続性のある多様な学びの場の充実に努めます。	
4-(5)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	④ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。	・各学校において、交流及び共同学習（居住地校交流・学校間交流）を継続して学校の教育活動に位置付けています。また、特別支援学校におけるパラスポーツ推進事業によりパンフレットを作成、配付し、近隣の小・中学校等への出前授業や用具の貸出しを行いました。	・引き続き、交流及び共同学習を計画的に実施するとともに、パラスポーツ推進事業等を活用する等し、地域における障害のある子どもたちの理解、啓発を図ります。	
4-(5)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑤ 一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実に努めます。	・各学校等において保護者に対し、合理的配慮の提供について情報提供を行い、合理的配慮の申出ができるようになりました。合理的配慮の申出は増加し、合意形成に至った割合も高まりました。	・引き続き、合理的配慮への理解を深めていけるように、研修会等で取り上げていきます。 ・各学校においても保護者に対し、合理的配慮の提供について積極的に情報提供を行います。 ・合理的配慮事例集の活用を推進していきます。	
4-(5)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑥ 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実に努めるとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組めます。	・特別支援アドバイザーを各教育事務所に配置し、学校からの要請に応じて派遣を行い、障害のある幼児児童生徒への指導・支援の在り方などについて、助言・援助を行いました。 ・高等学校に支援員の配置を行うとともに、専門家チーム委員の派遣を行いました。 ・専門家チーム委員の派遣については、高等学校に加えて市教育委員会からの要請に応じて派遣を行い、障害のある幼児児童生徒への教育的対応等について助言等を行いました。	・引き続き特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実に努めていきます。 ・支援員の配置に当たっては、早期からの情報提供により、高等学校が十分に準備ができるようにしていきます。	
4-(5)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑦ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等と保健・医療・福祉などの関係機関との連携の充実に努めるとともに、不適応の個別のケースについて、利用する児童発達支援や放課後等デイサービスと情報を共有し、専門性が高い相談機関や児童発達支援センターなど関係機関と連携して解決を図ります。	・県立特別支援学校のセンター的機能の活用や、特別支援アドバイザーや専門家チームの派遣等により、関係機関と連携した支援を行いました。	・引き続き、関係機関と連携した支援を行うとともに、民間事業者とも連携し、支援の充実に努めます。	
4-(5)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑧ 障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。	・情報教育連絡協議会を年2回開催し、学習活動におけるICT機器の活用推進を図りました。	・引き続き、情報教育連絡会等を活用し、ICT機器を活用した授業の推進を図ります。 ・引き続き、各特別支援学校への必要なICT機器の配備を推進します。	
4-(5)-⑨	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑨ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等における個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を一層進めるとともに、学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、また、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実に努めます。	・進級や進学の際に、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を引継ぎで活用することを推進するために、手引き資料を作成し、県内全校に配付しました。	・手引き資料を活用し、幼稚園、小・中学校及び高等学校等における個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を一層進めます。 ・全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることができるよう、積極的に情報を発信し、研修機会の拡大を図ります。	4－18 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合 4－19 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別的教育支援計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(5)-⑩	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	児童生徒安全課	⑩ いじめ問題や不登校については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、千葉県子どもと親のサポートセンターや千葉県総合教育センターなどの相談機関との連携により支援の充実に努めます。	・発達障害の可能性のある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、いじめ問題や不登校等の課題を抱える児童生徒への対応について、複数の学校種の情報共有を踏まえた生徒指導推進研究協議会の開催や、いじめ防止対策、自殺防止対策、不登校児童生徒への支援に関する研修を実施しました。 ・子どもと親のサポートセンターや関係機関等と連携し、研修の充実や「不登校児童生徒支援チーム」を活用した取組の充実に努めました。 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、児童生徒・保護者が有効的に活用できるよう努めました。	・発達障害の可能性のある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒への学校の対応力向上のため、関係機関等と連携し、その専門的知識の活用を推進するとともに、管理職、中堅教諭、若手教諭など、それぞれの段階に応じた教職員等の研修の充実に努めます。 ・スクールカウンセラーは、小・中・高校の全校配置に加え特別支援学校に5校配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについては、拠点校や教育事務所への配置を10名増員し、様々な課題を抱える児童生徒・保護者への支援の充実に努めます。	
4-(5)-⑪	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑪ 特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師(看護師)への研修を充実します。また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、嚥下障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱える児童生徒への適切な支援の充実に努めます。 また、特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、ICTを活用した遠隔教育や訪問教育の充実に努めます。	・安全で確実な医療的ケアの実施に向け、看護師研修及び医療的ケア基本研修を実施しました。特に看護師研修会では、医師による、「ヒヤリハットの事例からみる医療的ケア」というテーマで、校内でおこりうる事例について確認し共有しました。緊急時対応や医療機器の扱い等については実技研修を行いました。特別非常勤講師配置事業により、児童生徒の障害の重度・重複化に対する教員の専門性の向上を図りました。	・引き続き、医療的ケア基本研修及び看護師研修を実施します。また、特別非常勤講師配置事業を実施し、看護師並びに教員等の専門性向上を目指します。日常的に行われる医療的ケアを確実に安全に実施するとともに、緊急時にも迅速で的確な対応ができることを研修内で目指します。特に、人工呼吸器、排痰補助装置等、高度な医療機器に関する専門性を身に付けることができるよう研修内容を工夫します。	
4-(5)-⑫	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	学習指導課	⑫ 障害のある生徒の県立高等学校の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意します。	・校長会議や教頭会議等において、障害があることにより不利益な取扱いをすることがないよう説明しました。 ・障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意することを、実施要項に明記しました。 ・定員遵守についての通知文を各学校に発出しました。 ・令和6年度入学者選抜において、276件の特別配慮を実施しました。	・校長会議や実施要項を通して、障害があることにより不利益な取扱いをすることのないよう、引き続き周知します。 ・入学者選抜の公平さが保たれ、実施可能な配慮について、引き続き特別配慮を実施します。	
4-(5)-⑬	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	教育施設課 特別支援教育課	⑬ 特別支援学校の過密の状況、児童生徒数の動向などを踏まえ、「第2次県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。	・「第3次県立特別支援学校整備計画」に基づいて、千葉県地区特別支援学校の開校に向けて、実施設計を進めています。 ・葛南地区及び君津地区については特別支援学校の開校に向けて基本設計まで完了しました。 ・「第3次県立特別支援学校整備計画(前期計画)」において具体的な対応が可能となった対象校について、計画を推進しました。 ・道路状況や児童生徒の居住地、運行時間などを総合的に検討した上で、スクールバスを運行しました。 ・新型コロナウイルス感染症リスクの低減を図るため、小型バスを追加配置し、乗車人員を分散させ、乗車率を下げる取組を行いました。	・「第3次県立特別支援学校整備計画」等により、引き続き、計画的に整備を進めていきます。 ・「第3次県立特別支援学校整備計画(前期計画)」に基づき、過密状況に対応していきます。 ・道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討した上で、スクールバスを運行します。	
4-(5)-⑭	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑭ 高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、適切なアセスメントに基づく個別の移行支援計画の作成と活用を図り、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、高等教育、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実に努めます。	・進路指導主事及び就労支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催し、各校担当者同士及び障害者就業・生活支援センター等との連携を図りました。 ・特別支援学校教員企業研修について、18箇所の企業等で教員19人が実施しました。 企業と特別支援学校をつなぐセミナーは、各地区で開催方法を工夫して、全6地区で開催しました。	・障害者就業・生活支援センターや中核地域生活支援センター、その他就労関係機関と連携しながら、卒業後の生活を見据えた指導や就労支援等のさらなる充実に努めます。 特別支援学校教員企業研修、企業と特別支援学校をつなぐセミナーを実施し、引き続き労働関係機関との連携を図ります。	
4-(5)-⑮	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑮ 「多様な学びの場」を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められるとともに、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が必要なことから、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。あわせて、特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上に努めます。	・特別支援学校教育課程協議会を実施し、学習指導要領の方向性等を再確認することで、各校の教育課程編成の充実に努めました。県立特別支援学校への指導訪問を行い、学習指導要領の要点について説明を行いました。また、教育課題の調査研究を行う研究指定校を指定し、研究成果を周知しました。	・引き続き、特別支援学校教育課程協議会等の機会を通じて、学習指導要領を踏まえた教育課程の編成の実施について周知を図っていきます。また、教育課題の調査研究を行う研究指定校の指定も行い、研究を進めます。	4-21 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率 4-22 特別支援学校のセンター的機能を主として担当する分掌・組織の設置率
4-(5)-⑯	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	子育て支援課 特別支援教育課	⑯ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、通常の学級担任をはじめ全教職員の障害の理解促進、障害等へのアセスメントや学校・学級経営、関係機関との連携などのマネジメント能力の向上、障害のある児童生徒への対応など、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実に努めるとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等においても障害児保育に関する研修の充実に努めます。	・放課後児童支援員認定資格研修において、「障害のある子どもの理解」「障害のある子どもの育成支援」をテーマに研修を実施しました。 ・放課後児童支援員資質向上研修において、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」をテーマに研修を実施しました。 ・幼稚園等の特別支援教育コーディネーター研修会では、関係機関との連携や発達障害のある園児の理解と指導、保護者との関わりについて、総合教育センターの幼児教育アドバイザーや関係課と連携して研修を行いました。また研修生の実践レポートをもとに、特別支援アドバイザーを交えて協議を行い、特別支援教育の理解を深めました。	・引き続き、放課後児童支援員認定資格研修において、「障害のある子どもの理解」をテーマに実施します。 ・引き続き、放課後児童支援員資質向上研修において、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」をテーマに実施します。 ・引き続き、総合教育センターの幼児教育アドバイザーや関係機関と連携して、幼稚園等のニーズに応じた、指導力を高めるための研修の充実に努めていきます。	4-20 特別支援教育に関する校内研修実施率
4-(5)-⑰	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	障害福祉事業課	⑰ 特別支援学校等への通学に関する状況を調査、把握し、あわせて、移動支援については、福祉施策と教育施策との連携の在り方を検討します。	・教育庁が主催する医療的ケア課題検討会議において、通学支援等について検討を行い、令和6年度のモデル事業により通学支援体制を構築しました。	・引き続き、医療的ケア課題検討会議等において、諸課題等について検討を行います。	